

よくあるご質問

- Q1 個人コースは、本人は保険の対象としないで家族だけ加入できますか?
A1 はい。できます。本人(年金受給者)が加入者となり、ご家族のみを保険の対象(被保険者)として指定することができます。ご家族の範囲は、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居している親族となります。
- Q2 夫婦コースの場合、配偶者の名前で申込みできますか?
A2 はい。できます。本人か配偶者のどちらでもお申込みできます。夫婦コースは本人と配偶者が保険の対象となります。
- Q3 病気は対象となりますか?また、病気で死亡した場合は対象となりますか?
A3 対象になりません。傷害総合保険はケガの保険ですので病気は対象となります。
- Q4 傷害総合保険のみ加入することはできますか?
A4 できません。必ず傷害総合保険と個人賠償責任保険のセットでご加入していただきます。



【継続契約について】加入者または被保険者が、複数回の保険金の受取りをしている場合は、継続契約をお断りさせていただくことがあります。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただくご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット(7頁)に記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 保険金額 保険期間
 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- 被保険者の「生年月日」等は正しいですか。
 パンフレット(5頁)に記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【傷害総合保険】
 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません)、採鉱・採石作業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

※オートスター、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類とは保険料が異なります。
※プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)の方等についてはお引き受けできません。

【夫婦コースにご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

事故・おケガのご連絡、保険金のご請求窓口(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

損害保険ジャパン株式会社
事故サポートセンター

0120-727-110

<通話料無料> (受付時間:24時間365日)

ご契約内容に関する問い合わせ先

- 保険契約者
地方職員共済組合年金友の会 0120-033-833 <通話料無料>
(受付時間:平日の午前9時30分から午後5時まで)
<http://www.nen-tomonokai.co.jp>
- 取扱代理店 有限会社麹町共済会
〒102-0083 東京都千代田区麹町3-7 サンゴバンビル 7階 TEL: 03-3265-7875 (営業時間:平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL: 050-3808-5528 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんば ADR センター 0570-022808 (通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたに有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡してあります約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 傷害総合保険、個人賠償責任保険の約款は、地方職員共済組合年金友の会のホームページ(<http://www.nen-tomonokai.co.jp/>)に掲載しております。
- 加入者証は大切に保管してください。また、1月募集時に申し込みをされた方は令和8年6月下旬、6月募集時に申し込みをされた方は令和8年12月下旬を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。

令和8年募集

地方職員共済組合年金友の会

団体割引
20%

団体傷害保険 のご案内

(傷害総合保険・個人賠償責任保険)



団体傷害保険の特長

◆ケガによる死亡・入院・手術・通院等の
さまざまな補償に加え
日常生活上の「賠償責任事故」も補償します!



- ◆団体割引(20%割引)により、個人加入に比べて保険料が割安です!
◆年金友の会会員(年金受給者)または家族も加入できます!
◆SOMPO 健康・生活サポートサービスをご利用いただけます!

詳細は加入者証お届け時にご案内します。

保険期間と申込受付期間について (傷害総合保険・個人賠償責任保険)

1 令和8年1月募集(新規募集) :保険期間1年間

保険期間 令和8年7月15日午後4時から令和9年7月15日午後4時まで

申込受付期間 パンフレット到着日から令和8年2月13日(金)まで

補償開始日 令和8年7月15日

保険料のお支払い

令和8年6月支給期の年金から年間の合計保険料を控除させていただきます。

保険料が年金から控除できない場合は、郵便振替払込書でお支払いいただくことになります。
加入者証は令和8年6月頃お手元に届きます。

※すでにご加入済の方は、再度の申込は不要となります。

2 令和8年6月募集(中途募集) :保険期間7か月間

保険期間 令和8年12月15日午後4時から令和9年7月15日午後4時まで

申込受付期間 令和8年2月14日(土)から令和8年7月17日(金)まで

補償開始日 令和8年12月15日

保険料のお支払い

令和8年10月上旬に郵便振替払込書を別途送付します。所定の期日までにお払込みください。
加入者証は令和8年11月頃お手元に届きます。

補償の内容、保険金額、保険料

！保険金のお支払方法等

重要な事項は、3頁以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

①傷害総合保険

日本国内外を問わず、日常生活のさまざまなケガを補償します。

- 被保険者(保険の対象となる方)が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外因によるケガ^(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

- 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

被保険者の職業によって、ご加入いただけける「型」が異なります。ご職業と型の関係は職種級別表(7頁)のとおりとなります。

職種級別A級 (AA型、BA型)		◆保険期間1年間(中途加入の場合:7か月)、団体割引20%、職種級別A級、一時払、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)						天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第7級)、入院保険金支払限度日数変更特約(30日)			
下記職種級別(AB型、BB型)に記載の職業以外の方 (例) ●事務員 ●技術者 ●主婦 ●無職 など	型	コース名	保険金額				(1口につき)		1月募集 (年間保険料)	6月募集 (7か月分中途保険料)	加入口数の限度
			死亡・後遺障害	通院	入院	手術	被害事故				
●事務員 ●技術者 ●主婦 ●無職 など	AA	夫婦 コース	139万円	1日につき 2,530円	1日につき 3,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・入院中の手術 ⇒入院保険金日額の10倍 ・入院を伴わない外来の手術 ⇒入院保険金日額の5倍 	850万円	(ご夫婦1口で) 21,270円	(ご夫婦1口で) 12,420円	5口	
	BA	個人 コース	132万円	1日につき 2,350円	1日につき 2,700円		900万円	(お1人ごと1口で) 10,250円	(お1人ごと1口で) 5,980円	5口	

職種級別B級 (AB型、BB型)		◆保険期間1年間(中途加入の場合:7か月)、団体割引20%、職種級別B級、一時払、通院保険金支払限度日数変更特約(30日)						天災危険補償特約、後遺障害等級限定補償特約(第1級~第7級)、入院保険金支払限度日数変更特約(30日)			
●木・竹・草・つる製品 製造作業者 ●漁業作業者 ●建設作業者(高所作業 の有無を問いません。) ●採鉱・採石作業者 ●自動車運転者(バス・タ クシー運転者、貨物自 動車運転者等を含むす べての自動車運転者) ●農林業作業者	型	コース名	保険金額				(1口につき)		1月募集 (年間保険料)	6月募集 (7か月分中途保険料)	加入口数 の限度
			死亡・後遺障害	通院	入院	手術	被害事故				
●木・竹・草・つる製品 製造作業者 ●漁業作業者 ●建設作業者(高所作業 の有無を問いません。) ●採鉱・採石作業者 ●自動車運転者(バス・タ クシー運転者、貨物自 動車運転者等を含むす べての自動車運転者) ●農林業作業者	AB	夫婦 コース	131万円	1日につき 2,170円	1日につき 2,600円	<ul style="list-style-type: none"> ・入院中の手術 ⇒入院保険金日額の10倍 ・入院を伴わない外来の手術 ⇒入院保険金日額の5倍 	820万円	(ご夫婦1口で) 23,700円	(ご夫婦1口で) 13,840円	5口	
	BB	個人 コース	140万円	1日につき 1,650円	1日につき 2,100円		1,000万円	(お1人ごと1口で) 12,120円	(お1人ごと1口で) 7,080円	5口	

●手術保険金は、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故に
●入院保険金額は、1日につき15,000円が限度です。 ●AA、BA、AB、BB型ともに保険金額・保険料が異なります。 ●夫婦コースの場合、本人・

つき1回の手術にかぎります。 ●加入口数は、被保険者1人につき5口が限度です。(例:AA型を3口加入されるとBA型は2口が加入限度となります。) 配偶者はそれぞれ同じ保険金額です。

②個人賠償責任保険

！個人賠償責任保険は必ず傷害総合保険にセットしていただきます。

- 日本国内外を問わず、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって負担する法律上の損害賠償金や費用の合計額を保険金額の範囲内でお支払いします。

- 被保険者(保険の対象となる方) 夫婦コース・個人コース共通

- ①本人(記名被保険者)
 - ②本人の配偶者
 - ③本人またはその配偶者の同居の親族
 - ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
 - ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

個人賠償責任保険の事故例



- ◆保険期間1年間(中途加入の場合:7か月)、団体割引20%、一時払

保険金額	1月募集 (年間保険料)	6月募集 (7か月分中途保険料)
2億円	1,970円	1,150円

- 個人賠償責任保険の口数の選択はありません。
- A1,B1,A2,B2型とともに左記の保険金額となります。

海外での賠償事故も対象となります。

お手続き方法

[加入対象者] 地方職員共済組合年金友の会会員(地方職員共済組合の年金受給者)

[申込方法] 加入申込書は①新規(1月)募集用(1年間)と②中途(6月)募集用(7か月間)が共通様式になっています。保険期間に○印をし、必要事項をご記入・ご捺印のうえ、1枚目の提出用のみ切り取って返信用封筒でご返送ください。

[保険料のお支払と加入者証]

1月募集(新規募集)

保険料のお支払	令和8年6月支給期の年金から年間の合計保険料を控除させていただきます。保険料が年金から控除できない場合は、郵便振替払込書でお支払いいただくことになります。
加入者証	令和8年6月頃お手元に届きます。

[継続契約] 次年度契約の継続については、令和8年11月頃にご案内しますので必ずご確認ください。

*継続加入後の保険料は、令和9年6月支給期の年金から控除させていただきますので、あらかじめご了承ください。

*継続加入後の保険料が年金から控除できない場合は、郵便振替払込書でお支払いいただくことになります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし (契約概要のご説明)

■商品の仕組み : この商品は傷害総合保険普通保険約款と賠償責任保険普通保険約款に個人特約等の各種特約をセットしたものです。

■保険契約者 : 地方職員共済組合年金友の会

■申込締切と保険期間について : ①新規募集 ……申込受付期間:パンフレット到着日から令和8年2月13日(金)まで
保険期間:令和8年7月15日から令和9年7月15日まで1年間

②中途募集 ……申込受付期間:令和8年2月14日(土)から令和8年7月17日(金)まで
保険期間:令和8年12月15日から令和9年7月15日まで7か月間

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料お支払方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者 : 地方職員共済組合年金友の会会員(地方職員共済組合の年金受給者)

●被保険者 : 地方職員共済組合年金友の会会員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。
【夫婦コース】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。

*被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【個人コース】被保険者本人のみが保険の対象となります。

【個人賠償責任保険】次の①から⑥までのいずれかに該当する方となります。

①本人(記名被保険者) ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)ただし、本人に関する事故にかぎります。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

●お支払方法 ①新規募集:令和8年6月支給期の年金から年間の合計保険料を控除させていただきます。(一時払) 保険料が年金から控除できない場合は、郵便振替払込書でお支払いいただくことになります。

②中途募集:令和8年10月上旬に郵便振替払込書を別途送付します。所定の期日までにお払込みください。

●お手続き方法:加入申込書に必要事項をご記入のうえ、1枚目の提出用のみ切り取って返信用封筒でご返送ください。ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表(7頁)をご確認ください。

●中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。

●団体割引は、本団体契約の前の年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返り金・契約者配当金:この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。

補償の内容 【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【傷害総合保険】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外來の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

【急激かつ偶然な外來の事故】について

■「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外來」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外來の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合	
	保険死後遺障害	傷害内外補償	保険金支払限度	手術保険金
保険死後遺障害	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 【死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額】	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の42% ^(※) ~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 【後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (42% ^(※) ~100%)】	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し30日 ^(※) を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 【入院保険金の額=入院保険金日額 × 入院日数(30日 ^(※) 限度)】	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかかります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、 「入院中に受けた手術の場合は」の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^(※) ②先進医療に該当する手術 ^(※)
傷害内外補償				
保険金支払限度				
手術保険金				

手術保険金	(前ページにつづき)		(前ページにつづき)	
	①入院中に受けた手術の場合)手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 10 (倍)	②外来で受けた手術の場合)手術保険金の額 = 入院保険金日額 × 5 (倍)	①以下の中は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術	②先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。
傷害国内外補償	③(※1)以下の中は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術	④(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	⑤(※1)自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故など	⑥(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。
通院保険金	⑦(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。	⑧(※1)事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日 ^(※1) を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	⑨(※2)通院保険金の額=通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日 ^(※1) 限度)	⑩(※1)通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。
被害事故国内外補償	⑩(※2)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、頸骨等)を固定するため医師の指示によりギプス等 ^(※2) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。	⑪(※1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、頸骨等)を固定するため医師の指示によりギプス等 ^(※2) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。	⑫(※1)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。	⑬(※2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
被害事故	⑭(※1)被害者が、被害事故により死亡された場合は所定の重度後遺障害 ^(※) が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。	⑮(※2)被害者が、被害事故により死亡された場合は所定の重度後遺障害 ^(※) が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。	⑯(※1)故意または重大な過失	⑰(※1)故意または重大な過失
	⑰(※2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為	⑱(※2)自殺行為、犯罪行為または闘争行為	⑱(※1)戦争、外國の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害	⑱(※2)戦争、外國の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害
	⑲(※3)地震、噴火またはこれらによる津波	⑲(※3)地震、噴火またはこれらによる津波	⑲(※4)核燃料物質等による損害	⑲(※4)核燃料物質等による損害
	⑳(※5)頸(けい)の部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの	⑳(※5)頸(けい)の部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの	⑳(※6)被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合	⑳(※6)被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合
	㉑(※7)被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族など	㉑(※7)被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族など	㉑(※8)故意または重大な過失	㉑(※8)故意または重大な過失
	㉒(※9)故意または重大な過失	㉒(※9)故意または重大な過失	㉒(※10)故意または重大な過失	㉒(※10)故意または重大な過失
	㉓(※11)故意または重大な過失	㉓(※11)故意または重大な過失	㉓(※12)故意または重大な過失	㉓(※12)故意または重大な過失
	㉔(※13)故意または重大な過失	㉔(※13)故意または重大な過失	㉔(※14)故意または重大な過失	㉔(※14)故意または重大な過失
	㉕(※15)故意または重大な過失	㉕(※15)故意または重大な過失	㉕(※16)故意または重大な過失	㉕(※16)故意または重大な過失
	㉖(※17)故意または重大な過失	㉖(※17)故意または重大な過失	㉖(※18)故意または重大な過失	㉖(※18)故意または重大な過失
	㉗(※19)故意または重大な過失	㉗(※19)故意または重大な過失	㉗(※20)故意または重大な過失	㉗(※20)故意または重大な過失
	㉘(※21)故意または重大な過失	㉘(※21)故意または重大な過失	㉘(※22)故意または重大な過失	㉘(※22)故意または重大な過失
	㉙(※23)故意または重大な過失	㉙(※23)故意または重大な過失	㉙(※24)故意または重大な過失	㉙(※24)故意または重大な過失
	㉚(※25)故意または重大な過失	㉚(※25)故意または重大な過失	㉚(※26)故意または重大な過失	㉚(※26)故意または重大な過失
	㉛(※27)故意または重大な過失	㉛(※27)故意または重大な過失	㉛(※28)故意または重大な過失	㉛(※28)故意または重大な過失
	㉜(※29)故意または重大な過失	㉜(※29)故意または重大な過失	㉜(※30)故意または重大な過失	㉜(※30)故意または重大な過失
	㉝(※31)故意または重大な過失	㉝(※31)故意または重大な過失	㉝(※32)故意または重大な過失	㉝(※32)故意または重大な過失
	㉞(※33)故意または重大な過失	㉞(※33)故意または重大な過失	㉞(※34)故意または重大な過失	㉞(※34)故意または重大な過失
	㉟(※35)故意または重大な過失	㉟(※35)故意または重大な		

<p>(前ページにつづき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登攀はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モルタル等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>(注)修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>	<p>(前ページにつづき)</p> <p>(※1)次のア、からエ、までのいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア、主たる原動力が人力であるもの</p> <p>イ、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート</p> <p>ウ、身体障がい者用の車^(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>エ、移動用小型車および遠隔操作型小型車</p> <p>(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。</p> <p>(※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させができるものを除きます。</p>

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されます。いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1)賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

【用語のご説明】

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinryo/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【被害事故】	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入申込書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入申込書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者はまたは被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入申込書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
〔告知事項〕この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者ご本人の職業または職務(傷害総合保険) ★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険、個人賠償責任保険、ゴルファー保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 傷害総合保険の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後ににおける留意事項(通知義務等)

【傷害総合保険】

- 加入申込書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることができます。
■傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。
プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(フリーを含みます)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について】

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることがあります。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【他の身体障害または疾病の影響】

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

【共通】

- 加入申込書記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

【重大事由による解除等】

- 保険金を支払われる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- ①新規募集：保険責任は保険期間初日の令和8年7月15日午後4時に始まります。
- ②中途募集：保険責任は保険期間初日の令和8年12月15日午後4時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取り扱い

【個人賠償責任保険】

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出してください。
- (注)この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

【共通】

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートセンター(0120-727-110)までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書など
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検査書(写)、診断書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など ②他の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後に支払います。
(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できます。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするため必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することができます。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保